

平成 31 年度特別養護老人ホーム整備事業者募集に関する質問回答

令和元年 5 月 16 日

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課

平成 31 年度特別養護老人ホーム整備事業者募集に関するご質問への回答は次のとおりです。

☆ 質問一覧 ☆ (QNo. は下記「回答一覧」の Q & ANo. に対応します。)

○募集要項について

Q 1 第 4 段階の入居者の割合の設定について

(募集要項 17 ページ 21 及び特別養護老人ホームの手引き 12 ページ IV4 (1))

Q 2 誓約書について

(募集要項 7 ページ 5 (2) ③イ及び 18 ページ 45)

Q 3 事業予定地の登記簿謄本及び公図の写しについて

(募集要項 18 ページ 41、42)

Q 4 特別養護老人ホームへの転換における補助金の返還について

(募集要項 1 ページ 1 (1) ①)

★ 回答一覧 ★

質問内容と回答

○募集要項について

Q 1 第4段階の入居者の割合の設定について

(募集要項 17 ページ 21 及び特別養護老人ホームの手引き 12 ページIV4 (1))

既存の特別養護老人ホームの増床を考えております。

既存の特別養護老人ホームは全室多床室です。

増床部分は全室ユニット型による整備を考えております。

[様式 13-1] 事業収入算定資料の作成にあたっては、第4段階の入居者の割合を任意に設定し、その算定根拠資料を作成することになっております。

既存特別養護老人ホーム(多床室)の入居者の中で、増床施設(ユニット型)への移動を希望される方は、経済的な理由等により、少ないと考えております。

当法人では、全室ユニット型の別の特別養護老人ホームを運営しております。

つきましては、第4段階の入居者の割合の設定については、その別の特別養護老人ホームの第4段階の入居者の割合を参考にしても差し支えないでしょうか。

A 1 差支えありません。

Q 2 誓約書について

(募集要項 7 ページ 5 (2) ③イ及び 18 ページ 45)

既存の特別養護老人ホームの増築を考えております。

事業予定地及び建物に現在抵当権が設定されておらず、かつ、本事業のために(独)福祉医療機構から融資を受ける際、事業予定地を担保として提供することが可能である場合は、誓約書(様式 23)の提出は必要ないという解釈でよろしいですか。

A 2 誓約書の提出は必要ありません。

Q 3 事業予定地の登記簿謄本及び公図の写しについて

(募集要項 18 ページ 41、42)

書類No.41「事業予定地の登記簿謄本」及び書類No.42「事業予定地の公図」の発行日について、「提出日から遡って何日以内に発行されたものに限る」等の決まりはありますか。

A 3 提出日から概ね1か月以内に発行されたものを提出して下さい。

Q 4 特別養護老人ホームへの転換における補助金の返還について

(募集要項 1 ページ 1 (1) ①)

仙台市民間高齢者福祉施設整備費の補助金の交付を受け開所致しました特別養護老人ホームにおきまして、併設ショートステイから特別養護老人ホーム（長期）への転換を検討しております。

募集要項にございます、『転換時に開設後 10 年を経過していない施設については、処分制限期間に対する残存年数に応じた補助金の返還が必要』になるとのことですが、この際の補助金返還額、若しくは算出方法を教えて頂きたいです。

また、公募スケジュールによる事前協議事業者決定が 9 月上旬となっておりますが、事業者決定に選考された場合は、転換開始時期はいつ頃になりますでしょうか。

ご回答の程、宜しくお願い致します。

A 4 転換時に開設後 10 年を経過していない施設の補助金返還額の算出方法については下記のとおりとなります。

2,115 千円 × ショートステイ床数 × 残存年数 / 耐用年数
(補助単価) (転換する部分)

※(参考) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の耐用年数は 47 年となります。

また、転換を行う事業者の選定結果の通知は 9 月上旬頃を予定しており、その後転換準備が整い次第速やかに転換を行って構いませんが、令和 2 年 4 月 1 日までには転換を行う必要があります。